

令和5年度

中小企業のための 倒産防止のご案内



東京都産業労働局
ホームページはこちら

経営相談

事業再生特別相談窓口

「事業再生特別相談窓口」では、新型コロナウイルス等により急激に経営状況が悪化するなど、深刻な影響を受けている都内中小企業の相談に専任のアドバイザーが対応するほか、ご相談内容に応じて中小企業診断士等の専門家を派遣するなど、事業計画策定を軸とした経営改善に向けた支援を実施します。

お問い合わせ (公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎03(3251)7885

倒産防止（経営安定）特別相談

「経営安定特別相談室」（東京商工会議所及び東京都商工会連合会に設置）では、地域経済事情や中小企業施策等に精通している商工調定士を中心に弁護士等各分野の専門家が、売上減少、連続赤字、資金繰りの悪化など経営の変化により倒産の危機に直面した中小企業者の相談に応じ、倒産回避のための支援をしています。

お問い合わせ 東京商工会議所 経営安定特別相談室 ☎03(3283)7742
東京都商工会連合会 経営安定特別相談室 ☎042(500)3885

経営セーフティ共済

(「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。)

経営セーフティ共済は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業者が倒産する等の事態(連鎖倒産)の発生を防止するため、加入者があらかじめ積み立てた掛金の額に応じて無担保・無保証人で貸付けを受けられる制度です。この制度は、中小企業倒産防止共済法に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

ア 掛金

- 5千円から20万円までの5千円刻みで、加入者が設定した額を毎月掛金として納付します。
- 掛金の積立限度額は800万円です。
- 掛金は、個人事業の場合は事業所得の必要経費、会社等の法人の場合は損金として参入することができます。

イ 共済金の貸付額

- 掛金総額の10倍に相当する額又は回収が困難となった売掛金債権等の額とのいずれか少ない額(ただし上限は、8,000万円です。)

ウ 共済金の貸付条件

次の①～④の要件を満たすとき。

- ①加入後6か月以上を経過し、かつ6か月分以上の掛金を納付している。

②共済契約者の直接取引先事業者が倒産した。

③取引先事業者の倒産により売掛金債権等(※)の回収が困難となった。

④取引先事業者倒産日から6か月以内に共済金の貸付請求をしている。

(※)売掛金債権等とは、売掛金債権および前渡金返還請求権をいいます。

エ 一時貸付金制度

臨時に事業資金の調達が必要となる事態が発生したときに、共済契約を解約しなくても貸付を受けられる制度です。

貸付条件

限度額：解約手当金(機構解約)の95%の範囲内

貸付期間：1年

利率：0.9%(令和5年6月30日現在)

担保・保証人：不要

お問い合わせ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 ☎ 050(5541)7171

融資制度

セーフティネット貸付(取引企業倒産対応資金)

取引企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業・小規模事業者に対し、融資する制度です。

日本政策金融公庫		
	国民生活事業	中小企業事業
資金名	セーフティネット貸付(取引企業倒産対応資金)	
融資限度額	別枠 3,000 万円	1 億 5,000 万円 (直接貸付+代理貸付)
融資期間	8 年以内	
うち据置期間	3 年以内	
利率	融資期間、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。	
資金使途	運転資金	

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している中小企業・小規模事業者に対し、融資する制度です。

日本政策金融公庫		
	国民生活事業	中小企業事業
資金名	新型コロナウイルス感染症特別貸付	
融資限度額	別枠 8,000 万円	6 億円(直接貸付)
融資期間	設備資金 20 年以内 運転資金 20 年以内	
うち据置期間	5 年以内	
利率	6,000 万円を限度として融資後 3 年目までは基準利率 - 0.9%、4 年目以降は基準利率	4 億円を限度として融資後 3 年目までは基準利率 - 0.9%、4 年目以降は基準利率

お問い合わせ 日本政策金融公庫 国民生活事業、中小企業事業 ☎ 0120-154-505 (行こうよ! 公庫)

東京都制度融資

※令和5年6月現在の内容です。ご利用の際は最新の要件をご確認ください。

小口 フリーランス【小口零細企業保証制度】(略称:小口)

小規模事業者向けの小口融資です。(国の全国統一保証制度)

*小規模事業者の範囲…従業員が製造業等は20人以下、卸売業・小売業・サービス業は5人以下

ご利用いただける方 (①～③のすべてを満たす方になります。)	①中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模事業者であること。 ②「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。
融資限度額	2,000万円(原則無担保)
融資期間	運転資金 7年以内(据置期間 1年以内を含む。) 設備資金 10年以内(据置期間 1年以内を含む。)
融資利率	(固定金利) 1.9%以内～2.5%以内 (変動金利) 短プラ+0.7%以内
信用保証料補助	保証料の2分の1

経営セーフ(略称:経営セーフ)

セーフティネット保証が適用される中小企業者向けの融資です。

ご利用いただける方 (①～③のすべてを満たす方になります。)	①中小企業者又は組合であること。 ②「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。
融資限度額	2億8千万円(原則無担保8千万円以内)
融資期間	運転資金・設備資金 10年以内(据置期間 2年以内を含む。)
融資利率	1.5%以内～2.2%以内(貸付期間による。)
信用保証料補助	小規模企業者に対して、保証料の2分の1
その他	区市町村長の認定が必要

新型コロナウイルス感染症対応融資

売上が減少した事業者の経営改善を金融機関の伴走支援により後押しする融資制度です。

	伴走全国（国の全国統一保証制度）	伴走対応
概要	新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上等が減少している方が、金融機関との対話を通じて策定する経営行動計画書に基づき、金融機関による継続的な伴走支援を受けながら、経営改善等を図る場合にご利用いただけます。	「伴走全国」をご利用中の方が、「伴走全国」の融資限度額を超えて資金が必要になった場合に、ご利用いただけます。
融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が5%以上減少 [※] し、経営行動に係る計画を策定している中小企業者又は組合（経営行動計画書の策定が必要）	
資金使途	運転資金、設備資金	
融資限度額	1億円	1億8,000万円
融資期間	10年以内（据置5年以内） 一括返済は1年以内	
融資利率	1.5%以内～2.2%以内（貸付期間による）	
信用保証料補助	事業者負担0.2%～1.15%となるよう国が補助	小規模企業者に対して、保証料の2分の1

- ※ 以下の①～④のいずれかを満たすこと
- ①区市町村によるセーフティネット4号又は5号の認定
 - ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること。
 - ③最近1か月間の売上高総利益率が前年同月、直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。
 - ④最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月、直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。

新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資（略称：コロナ・ウクライナ・円安・エネルギー等）

ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連等の要因により事業活動に影響を受けている中小企業者向けの融資制度です。

ご利用いただける方 （①、②の両方及び③又は④を満たす方になります。）	①中小企業者又は組合であること。 ②「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本要件を満たすこと。 ③次のア及びイを満たすもの ア 借換対象コロナ融資の融資残高がある。 イ 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 ④次のア及びイを満たすもの ア ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。 イ 「最近3か月間（申込月の先々月を含めること。）の売上実績」又は「今後3か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が直近同期と比較して10%以上減少していること。 ※なお、創業1年未満で比較できる前年実績の存在しない中小企業者等であっても、ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として売上高が減少している場合であれば、本要件を充足しているとみなすことができます。
資金使途	運転資金・設備資金 借り換えの場合、借換対象コロナ融資のみ対象となります。
融資限度額	2億8,000万円
融資期間	15年以内（据置期間5年以内） 一括返済は1年以内
融資利率	1.5%以内～2.4%以内（貸付期間による。）
信用保証料補助	融資残高に応じて以下のとおり （融資残高8,000万円以下）信用保証料の5分の4 （融資残高8,000万円超）信用保証料の3分の2（小規模企業者に対しては、信用保証料の4分の3）

お問い合わせ

東京都産業労働局金融部金融課	☎03(5320)4877		
東京都信用保証協会 各支店保証課			
八重洲支店(千代田・中央・港・島しょ)	☎03(6264)1830	上野支店(文京・台東・北)	☎03(3847)3171
池袋支店(豊島・板橋・練馬)	☎03(3987)5445	渋谷支店(世田谷・渋谷)	☎03(5468)0135
五反田支店(品川・目黒)	☎03(5447)8250	大田支店(大田)	☎03(5710)3610
錦糸町支店(墨田・江東・江戸川)	☎03(5608)2011	立川支店(八王子支店担当地域以外の多摩地区)	☎042(525)6621
新宿支店(新宿・中野・杉並)	☎03(3344)2251	八王子支店(八王子・町田・日野・多摩・稲城)	☎042(646)2511
千住支店(荒川・足立・葛飾)	☎03(3888)7231		

窓 口 案 内

経営相談

事業再生特別相談窓口

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課	〒 101-0025 千代田区神田佐久間町 1-9	☎ 03 (3251) 7885
--------------------------	------------------------------	------------------

倒産防止（経営安定）特別相談

東京商工会議所 経営安定特別相談室	〒 100-0005 千代田区丸の内 3-2-2 丸の内二重橋ビル	☎ 03 (3283) 7742
東京都商工会連合会 経営安定特別相談室	〒 196-0033 昭島市東町 3-6-1 産業サポートスクエア・TAMA	☎ 042 (500) 3885

経営セーフティ共済

（「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。）

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室	お問い合わせは右記の電話にて お受けしております。	☎ 050 (5541) 7171
-------------------------------	------------------------------	-------------------

融資制度

東京都制度融資

東京都 産業労働局 金融部 金融課	〒 163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階北側	☎ 03 (5320) 4877
東京信用保証協会	信用保証ご利用に関するご相談や制度融資についてのご案内、ご相談は各支店保証課の窓口にてお受けしております。	

セーフティネット貸付・新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫 国民生活事業 中小企業事業	各種融資制度に関するお問い合わせは、右記の事業資金相談ダイヤルまたは最寄りの支店にご連絡ください。	(行こうよ！公庫) ☎ 0120-154-505
---------------------------	---	-----------------------------

2023 年 7 月発行 編集・発行 東京都産業労働局商工部経営支援課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 ☎ 03(5320)4783 令和 5 年度 登録(67)号

局ホームページはこちら



※このリーフレットは令和 5 年 6 月現在の制度に基づいて作成しています。

